資料１

事務局説明資料

2020年10月21日
金　　融　　庁

目次

- 検討の視点　・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 業務範囲規制
  - 銀行（本体）等〔付随業務・従属業務等〕　・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - 子会社・兄弟会社〔銀行業高度化等会社〕
  - 外国子会社・外国兄弟会社　・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 議決権取得等制限（５％・15%ルール）
- 銀行主要株主規制　・・・・・・・・・・・・・・・ 15

検討の視点

第１回会合（2020年９月30日）におけるメンバーの主な御指摘（１）

金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」（第２回）（2020年10月７日）
事務局説明資料（抄）

【総論】

○　技術進歩やデジタル経済、人口動態、地球環境変化などの大きな変化に対し、（「銀行」のみならず）「金融」がどう答えていくべきなのか、という観点が大事。また、「業」のみに着目することなく、機能別・横断的な視点を持つことが大切。

○　銀行はここ数ヶ月、企業に対する流動性供給という責任を果たしていると考える。コロナショックへの対応に大いに貢献した。新型コロナウイルス感染症関連の緊急融資の多くは「赤字補填融資」であり、今後、企業に対する長期にわたる金融機関の関与が必要になる。

○　コロナショックはバブル崩壊とは異なり、企業の損益計算書（PL）の損失が出発点である。サービス業を営む中小事業者への影響が大きいことも踏まえると、その影響は地域金融機関を直撃しやすい。

○　新型コロナウイルス感染症等の影響により、企業の事業環境が大きく変わっている。ビジネスモデルの転換なしの事業再生は成り立たない状況にある。地域銀行が、コンサルティング業務などにリソースを振り向けられるようにすることが重要。

○　利用者が銀行に望むのは、安心・安全で信頼できる社会インフラであること。健全性を保つことは絶対条件であり、セキュリティやそれを担保するコンプライアンス、ガバナンスの必要性は、どのような制度改正を行うにしても不変。

○　企業の事業再生やベンチャー支援という観点では、地域銀行の収益力の低下が一番の障害。銀行のビジネスモデルの転換や組織の改革を促す必要。また、銀行が自身のデジタル・トランスフォーメーションに取り組まなければ、地域の事業会社に対して指導はできない。

○　健全性の確保や利益相反取引の防止などが適切に図られていることを前提として、銀行自身に収益や事業を考えてもらい、不適切なことがあれば事後規制の形で当局が関与していくということもあり得る。

【業務範囲規制関連】

○　現行の業務範囲規制は、金融と非金融の境界が比較的明確であった時代に構築された。しかし、近年、両者の境界は不明確となっており、銀行と商業の分離の見直しが求められるのは当然。その際、銀行が果たすべき社会的機能を考えることが重要である。銀行に対する社会の期待は時代とともに変化してきたが、これまで緩和されてきた規制の利用例などを見る必要がある。

○　銀行の業務の範囲を全面的に自由にすべきとは思わないが、経営環境が変化する中で業務範囲規制の緩和の余地が広がってきている。現状、規制があるために、顧客にとってふさわしい助言や支援ができていないことが懸念される。

○　限定列挙を原則とする現行規制から、イギリスやドイツのような「原則自由」への移行は急すぎるという意見もある。だが、認可や収入依存度規制の緩和・撤廃については議論を深めるべき。

○　業務範囲を拡大したからすぐに儲かる訳ではなく、収益改善への道のりは長い。日本の銀行は、純粋な銀行業務以外の業務に対し、自ら門を閉ざしてしまう、という「構造的な問題」がある。論点は２つあり、１つは、短期的に地域銀行の収益・ビジネスに資する目的での業務範囲の見直し。もう１つは、より長期の「構造的な問題」に対応するための見直しである。

第１回会合（2020年９月30日）におけるメンバーの主な御指摘（２）

【議決権取得等制限（５％・15%ルール）関連】

○　一律・画一的に５％・15%ルールを適用する必要はないのではないか。中小企業を念頭にしている地域金融では、「競争制限的な圧力」といった問題は起こりにくく、柔軟な対応を考えるべき。自然災害が激甚化し、突発的な損失に耐えうる資本を中小企業も積まなければならない中、資本性資金の供給の道を広げていくことを検討する必要がある。

【銀行主要株主規制関連】

○　銀行持株会社規制と主要株主規制の「イコールフッティング」を目指すべきとの指摘がある。まずは、この２本立ての規制となってから約20年の歴史の中で、どのような問題があったのか、あるいはなかったのか、見てみるべき。なお、「イコールフッティング」を実現するために事業会社を締め出すようなことは、賢明ではないと思う。

○　プラットフォーマーが主要株主になることを想定した場合、プラットフォーマーによる優越的地位の濫用に留意する必要。これまでは「銀行が強い存在である」という暗黙の前提があったが、その前提が変化している可能性についても考える必要。セーフティネットや破綻処理のあり方なども含め、幅広く考えていく必要がある。

【その他（地域金融関連等）】

○　給与ファクタリングによる利用者被害も生じている。地域金融機関は、大口のビジネスだけでなく、社会全体の活性化や、その鍵となるサステナブル・シェアードバリューの創造に、力を注いでもらいたい。

○　地域では銀行のほか、信用金庫が非常に頼られてる存在であるという事実は、地域金融のあり方を考える上で重要。中小企業は資金繰りだけではなく様々なサポートを必要としており、その役割を担うのは、現状では地域金融機関なのではないか。

○　新しい生活、元気な社会を再構築していこうとする機運が高まる中、「プロジェクト」を推進して持続可能にするための財源や経営へのアドバイスが決定的に欠けている。地域住民との信頼関係を構築している地域金融機関が果たすべき役割は大きい。

○　コロナショックは、地域銀行にとっても「損益計算書（PL）の問題」となる。公的な資本注入だけでは対応が困難なおそれもあり、地域銀行の収支構造の改革が必要。企業が資金余剰化し、金利が「水没」しているという背景もある中、地域銀行は自らの収支構造の改革に向けて、社外流出抑制ために配当率の引下げを検討することも考えられる。

○　地域銀行をめぐっては、株主と地域のステークホルダーの利益が相反することもある。こうしたことも踏まえ、地域銀行のガバナンスのあり方を考える必要。上場から非上場となる（「非上場化」）ことや、上場と非上場の中間的存在である「株主コミュニティ」を活用することも、経営判断の選択肢として考えられるのではないか。

○　収益性が厳しい地域における金融サービスのネットワークの維持を、事業者にすべて投げるのではなく、国として補助や積極的な支援をしていくべきではないか。

○　地域銀行には広域連携やデジタル化の加速が求められるが、自力で投資することは難しい。地域銀行の再編も含めた「協力」がソリューションになると思う。業態を超えた再編が進まないということが足かせになっている可能性もあるので、合併転換法などの活用も検討に値する。

銀行制度等ワーキング・グループにおける検討課題

金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」（第１回）（2020年９月30日）事務局説明資料（抄）

○　人口減少・少子高齢化といった構造的課題に対応し、**地域社会・経済を活性化していくことが喫緊の課題**。特に今後は、**ポストコロナも見据え、地方創生の取組みを加速していく必要**があり、こうした取組みにおいて**銀行は、重要な役割を果たすことが求められている**。

○　このため、**地方創生に資する銀行の取組みを後押しする観点**などから、**制度のあり方を検討**する。

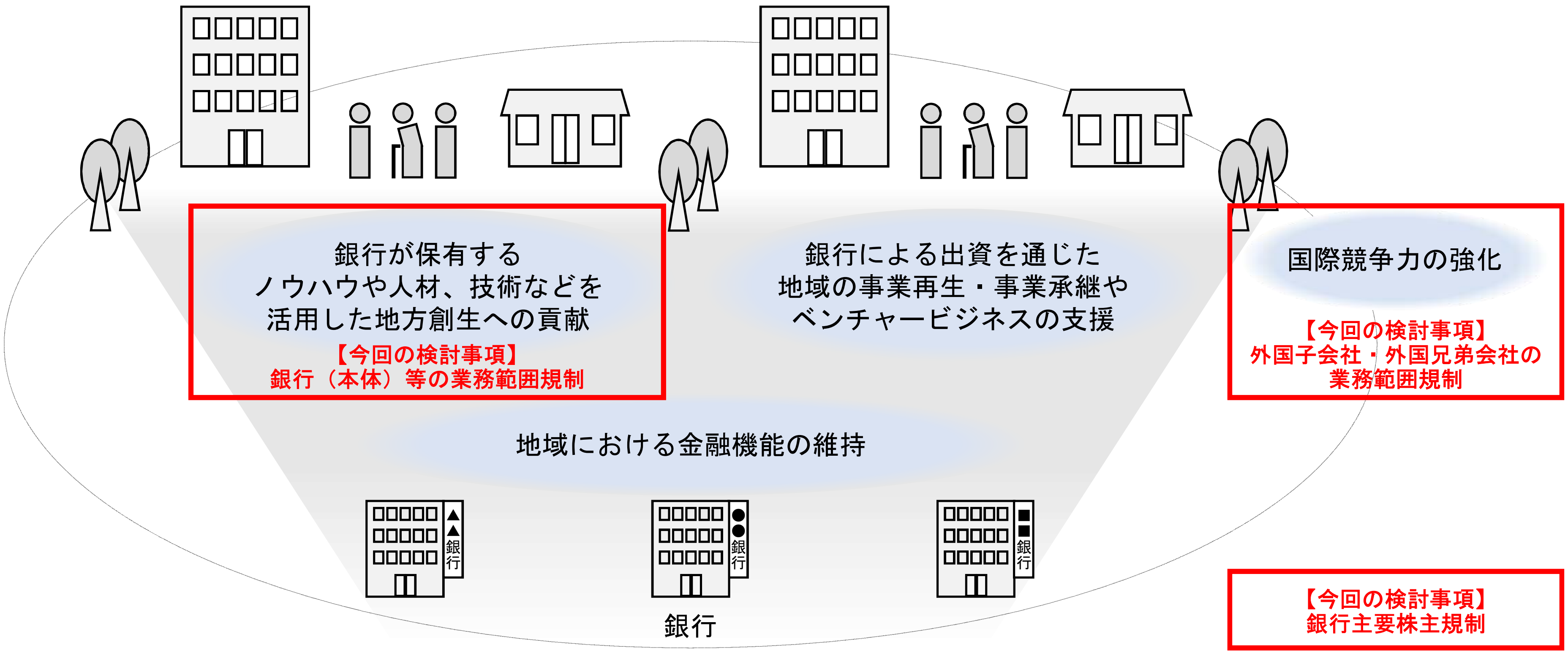

【参考】「成長戦略フォローアップ」（2020年７月17日閣議決定）記載の検討項目

- 銀行の他業禁止規制の緩和についての検討
- 銀行の一般事業会社への出資規制の緩和についての検討
- 銀行が保有する人材や技術などのリソースの活用に向けた検討
- 一般事業会社による銀行保有のあり方の検討
- 国際競争力の強化に向けた検討

業務範囲規制

〔銀行（本体）等〕

銀行（本体）の業務範囲等

金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」（第１回）（2020年９月30日）
事務局説明資料（抄）

○　銀行（本体）は、⑴固有業務、⑵付随業務、⑶法定他業等**以外の業務を営むことが禁止**されている。
○　⑷**銀行のいわゆるバックオフィス業務（従属業務）**や、⑸**銀行業等に付随・関連する業務（金融関連業務）**は、子会社・兄弟会社において営むことができる。

銀行（本体）

⑴固有業務
・預金等の受入れ
・資金の貸付け・手形の割引
・為替取引

⑵付随業務
【各号列記業務】
・債務保証等
・有価証券の売買等
・有価証券の貸付け
・国債等の引受け（売出し目的を除く）・募集の取扱い
・金銭債権の取得・譲渡
・国等の金銭の出納等
・有価証券・貴金属等の保護預り
・両替
・デリバティブ取引
・ファイナンス・リース業務
・保有情報の第三者提供業務　等
【その他の付随業務（注１）】
・コンサルティング業務
・ビジネスマッチング業務
・人材紹介業務
・M&Aに関する業務　等

⑶法定他業等
・投資助言業務
・有価証券関連業
・排出権取引に関する業務
・信託業務　等

金融関連業務（⑸）会社

・銀行等の業務の代理・媒介
・資金移動業
・金銭の貸付け等の代理・媒介
・電子決済等代行業
・銀行（本体）の付随業務
・クレジットカード業
・プリペイドカード業
・リース業
・金融機関の業務・事業者の財務に関するプログラムの作成・販売業務・計算受託業務
・年金に係る計算・書類の作成業務
・排出権取引に関する業務　等

従属業務（⑷）会社
（収入依存度規制（注２）あり）

・営業用不動産管理業務
・福利厚生業務
・物品購入・管理業務
・印刷・製本業務
・広告・宣伝業務
・自動車運行・保守点検業務
・調査・情報提供業務
・ATM保守点検業務
・ダイレクトメール作成・発送業務
・計算業務
・文書の作成・保管・発送等業務
・事務取次ぎ（コールセンター等）業務
・労働者派遣業務
・システム設計・保守、プログラム設計・作成・販売・保守等業務
・教育・研修業務　等

（注１）「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断基準（監督指針）
他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮
・⑴固有業務及び⑵付随業務のうち【各号列記業務】に準ずるか
・規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか
・銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか
・銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか
（注２）収入依存度規制は、従属業務会社が、銀行（本体）・銀行グループのために業務を営んでいることを確保する観点から設けられている。具体的には、従属業務会社は、銀行・銀行グループからの収入が一定割合以上あることが求められている。

銀行（本体）が営む付随業務等による地方創生支援の事例

○　銀行はこれまでも、コンサルティング業務やビジネスマッチング業務などの付随業務を営むことを通じて、**地域経済の活性化や地域課題の解決に一定の貢献**をしてきたと考えられる。これらの業務が、**貸付けなど銀行の本業に結びつくことも多く、銀行が地域経済・地域企業と協働・協調し、共に成長**していくことが期待される。

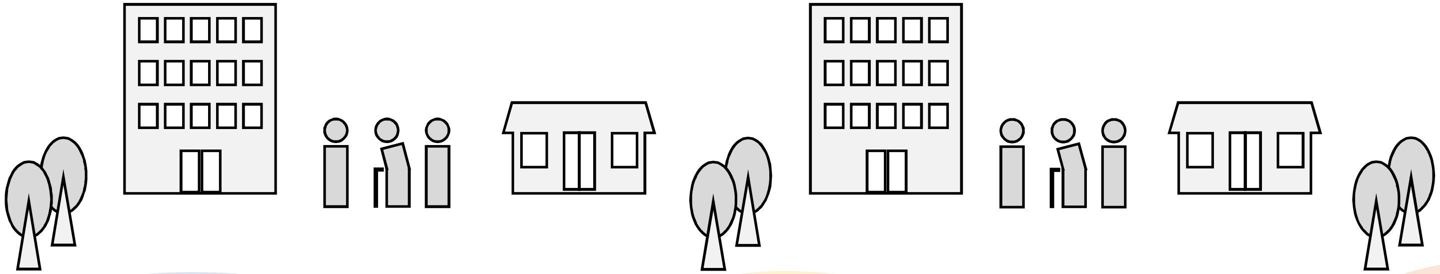

コンサルティング業務

廃校となった小学校を地域産品の販売所や
飲食スペースとして活用する取組みの支援

地方公共団体と連携して行う移住・定住促進事業の支援
［空き家所有者の相談対応を含む］

農業の６次産業化の支援
［観光農園の開設に向けたアドバイスを含む］

創業支援
［支援セミナーの開催や
創業者の事業計画・PR戦略の策定支援を含む］

インバウンドビジネスの支援
［外国人旅行客対応のペイメントサービスの
導入支援を含む］

Ｍ＆Ａに関する業務

取引先同士のＭ＆Ａスキームの
企画立案・実行支援

人材紹介業務

後継者問題や
人手不足の解決支援

ビジネスマッチング業務

販路拡大を目指す地域企業のための商談会の開催

旅行会社と連携して行う地域間の企業交流の活性化
［他の地域の企業を視察するツアーの実施を含む］

地域のものづくり企業が有する固有技術の
データベース化とそれを用いたマッチング支援

地域に誘致した新工場の経営企業のために行う
地域企業とのマッチング支援

銀行が付随業務として提供
銀行の本業（貸付けなど）に結びつく案件も多い

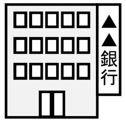

※　金融機関等が公表している実例をもとに金融庁作成。

付随業務に係る規制の経緯

(1)　「その他の付随業務」の要件の明確化（2000年12月　金融審議会第一部会報告「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」（抄））

・　「その他の付随業務」に該当するかどうかの基準が現在は示されていない。これを当局が提示し、行政の透明性を向上させるとともに、銀行等が新たな付随業務を開始することを容易にすることが望ましい。その際には、本業との機能的な親近性、リスクの同質性、顧客利便等の観点を考慮することが適当である。また、その過程などにおけるいわゆるノー・アクション・レターの活用が検討されるべきである。

・　銀行等が本来業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力（エクセス・キャパシティ）については、他業禁止の趣旨や本来銀行にどのような業務が求められているのかといった観点に留意しつつ、その適切な範囲での活用を認める方向で検討することが適当である。

(2)　付随業務（各号列記業務）に「保有情報の第三者提供業務」を追加（2019年１月　金融審議会金融制度スタディ・グループ「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」（抄））

・　利用者から情報の提供を受けて、それを保管・分析し、自らの業務に活用する、さらには（必要に応じ当該利用者の同意を得た上で）第三者に提供する、といったことが今日の経済社会において広く一般的に行われるようになっていることを踏まえれば、伝統的な金融機関についても、情報の利活用に関する一連の業務を、本体で営むことを可能とすることが適当である。

・　ただし、例えば銀行の業務範囲規制の検討は、（略）①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③他業リスクの排除、といった規制の趣旨を踏まえつつ、監督の実効性等にも配意しながら進めていく必要がある。このため、銀行業高度化等会社が営むことができる情報の利活用に関する業務全てを、銀行本体が営むことを直ちに認めることは、適当ではないと考えられる。

・　こうした点も踏まえ、銀行本体が情報の利活用に関する一連の業務を営むことを可能とする観点から、銀行本体が営むことを新たに認める業務は、さしあたりは、保有する情報を第三者に提供する業務であって銀行業に何らかの形で関連するもの、とすることが適当である。

［参考］「その他の付随業務」の取扱いに係る監督指針（「主要行等向けの総合的な監督指針」（抄））

・　銀行が、取引先企業に対して行うコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、M＆Aに関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。

（注１）これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を金融商品取引業者に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。

（注２）個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。

（注３）人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること。

・　「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。

①　当該業務が法第10条第１項各号及び第２項各号に掲げる業務に準ずるか。

②　当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。

③　当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。

④　銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。

［年表］

年	内容
1981年	債務保証等、有価証券の売買、有価証券の貸付け、国債等の引受け等、金銭債権の取得等、地方債等の募集の受託、銀行等の業務の代理、国等の金銭出納等、有価証券等の保護預り、両替【法律（いわゆる新銀行法）】
1988年	デリバティブ取引の媒介等【法律】
1992年	有価証券の私募の取扱い【法律】
1996年	デリバティブ取引【法律】
1998年	特定社債等の引受け等、金融等デリバティブ取引等、有価証券店頭デリバティブ取引等【法律】
2001年	短期社債等の取得等【法律】
2002年	振替業【法律】 「その他の付随業務」の要件の明確化【監督指針】
2003年	コンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務受託業務【監督指針】
2004年	株式公開に係るアドバイス業務等、個人の財産形成に関する相談業務、電子マネーの発行業務【監督指針】
2008年	外国銀行の業務の代理等【法律】
2011年	ファイナンス・リース業務等【法律】
2015年	イスラム金融に係る業務【監督指針】
2018年	人材紹介業務【監督指針】
2019年	保有情報の第三者提供業務【法律】

従属業務（子会社・兄弟会社）に係る規制の概要と経緯

〇　銀行のバックオフィス業務にあたる従属業務は「他業」に該当するため、銀行・銀行グループが制限なしに営むことを認めることは適切でないと考えられる。このため「銀行業務との一体性を確保することができる範囲」に限定して営むことを許容する観点から、収入依存度規制が設けられている。

従属業務に係る収入依存度規制の概要

①自行グループのみにバックオフィス機能を提供する場合	②複数の銀行グループにバックオフィス機能を提供する場合
・自行グループからの収入が総収入の50%以上 （ATM保守点検業務やシステム設計・保守業務などは40%以上） ・自行グループ内の銀行（本体）からの収入がある	・複数のグループからの収入の合計が総収入の90%以上 ・それぞれのグループに属する銀行（本体）からの収入がある

※　収入依存度規制における「グループ」の範囲は子会社・兄弟会社まで（関連法人等は含まない）。

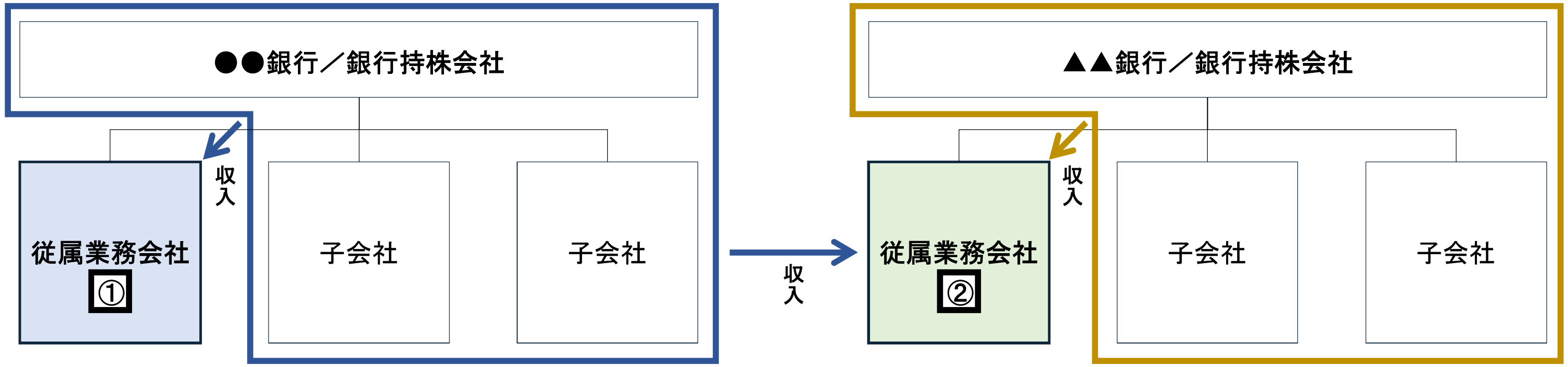

■規制の経緯

(1)　従属業務に係る収入依存度の引下げ及び金融関連業務との兼営（2000年12月　金融審議会第一部会報告「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」（抄））

・　銀行等の従属業務を行う子会社については、親銀行等の持株比率が100%とされ、親銀行等への収入依存度が原則90%以上とされているが、これらについては独占禁止法に係る規制緩和等を踏まえた見直しを検討することが適当である。また、現在禁止されている銀行子会社等における従属業務と金融関連業務の兼営についても、柔軟に対応する方向で見直しを行うことが適当である。

(2)　IT関連の従属業務に係る収入依存度の引下げ（2015年12月　金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」報告（抄））

・　「従属業務」について「収入依存度規制」が設けられている趣旨は、「従属業務」は銀行業からみれば他業であるため、無制限にこれを銀行グループ内で営むことは健全性確保の観点から適切でないと考えられる一方で、銀行業務の遂行に必要となる業務であることから、銀行業務との一体性を確保することができる範囲に限定して、その取扱いを許容する点にあると考えられる。

・　「従属業務」のうち、銀行のシステム管理やATM保守など、業務のIT化の進展に伴い銀行グループ内での業務効率化、あるいは、IT投資の戦略的な実施に際し、複数の金融グループ間の連携・協働が強く求められる業務については、現在一律に50%以上とされている収入依存度を引き下げるなど、規制を柔軟化することが適当と考えられる。

共通・重複業務（銀行持株会社）に係る規制の概要と経緯

〇　グループの頂点に位置する銀行持株会社は、グループ会社の経営管理に加えて、**予め認可を受けることを条件**として、**グループ各社に共通・重複する業務を営むことが認められている**。なお、傘下の会社の経営管理義務が課されていない「中間銀行持株会社」は、共通・重複業務を営むことが認められていない。

グループの頂点に位置する銀行持株会社が営むことができる共通・重複業務
（予め認可を受けることが条件）

- グループの銀行等の資産運用業務
- グループ会社による信用供与の審査業務
- グループ会社のシステムの設計・運用等業務
- グループ会社の広告宣伝業務
- グループ会社の福利厚生・教育研修業務
- グループ会社の事務用物品の購入・管理業務
- グループ会社の書類等の印刷・製本、整理配送等業務

等

［参考］グループの頂点に位置する銀行持株会社に課されるグループ会社の経営管理義務

- グループ経営の基本方針等の策定、実施の確保
- グループ会社の利益相反管理
- グループの業務執行に係るコンプライアンス管理体制の整備

等

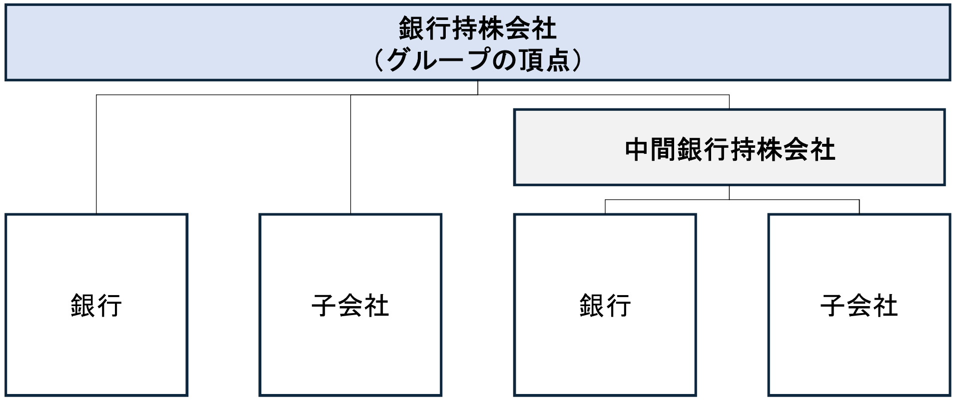

※　傘下の会社の経営管理義務が課されていない中間銀行持株会社は、共通・重複業務を営むことが認められていない。

■規制の経緯

〇　**銀行持株会社が営む共通・重複業務（2015年12月　金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」報告（抄））**

- 現行法のもとでは、持株会社が行うことができる業務は、「子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務」に限定されており、持株会社自身が業務執行を担うことは認められていない。
- この点に関し、金融グループからは、グループ全体の資金運用や共通システムの管理など、グループ内の各エンティティにおいて共通・重複する業務について、持株会社が統括的・一元的に実施した方がコスト削減につながり、また、グループ全体の効率的なリスク管理も行いやすいと考えられることから、持株会社がこうした業務の執行を担うという選択肢も柔軟に認めて欲しいとの声がある。
- 他方、持株会社が業務執行を担うことについて、これを無制限に許容することとなれば、本来、持株会社に期待されている経営管理機能の発揮が疎かになる可能性が、また、子会社との利益相反が生じる可能性があり得る。
- この点については、上記のように、**グループ内の共通・重複業務を持株会社が統括的・一元的に実施することが、グループ全体の一体的・効率的な経営管理に資すると考えられる業務**であって、例えば、持株会社の取締役会等に、「社外の視点」を取り入れるなどの工夫も行いながら、**グループ全体に対する実効的な監督機能の発揮が確保されるのであれば、持株会社が業務執行を担うことを許容**していくことが考えられる。

業務範囲規制

〔外国子会社・外国兄弟会社〕

外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲

○　銀行・銀行持株会社が買収した外国金融機関が、業務範囲規制に抵触する外国の会社を子会社として保有していた場合、原則５年以内に、その子会社を売却するなどの措置を講じなければならない。
○　また、一般事業を兼営する金融関連業務会社など業務範囲規制に抵触する会社の買収は認められていない。

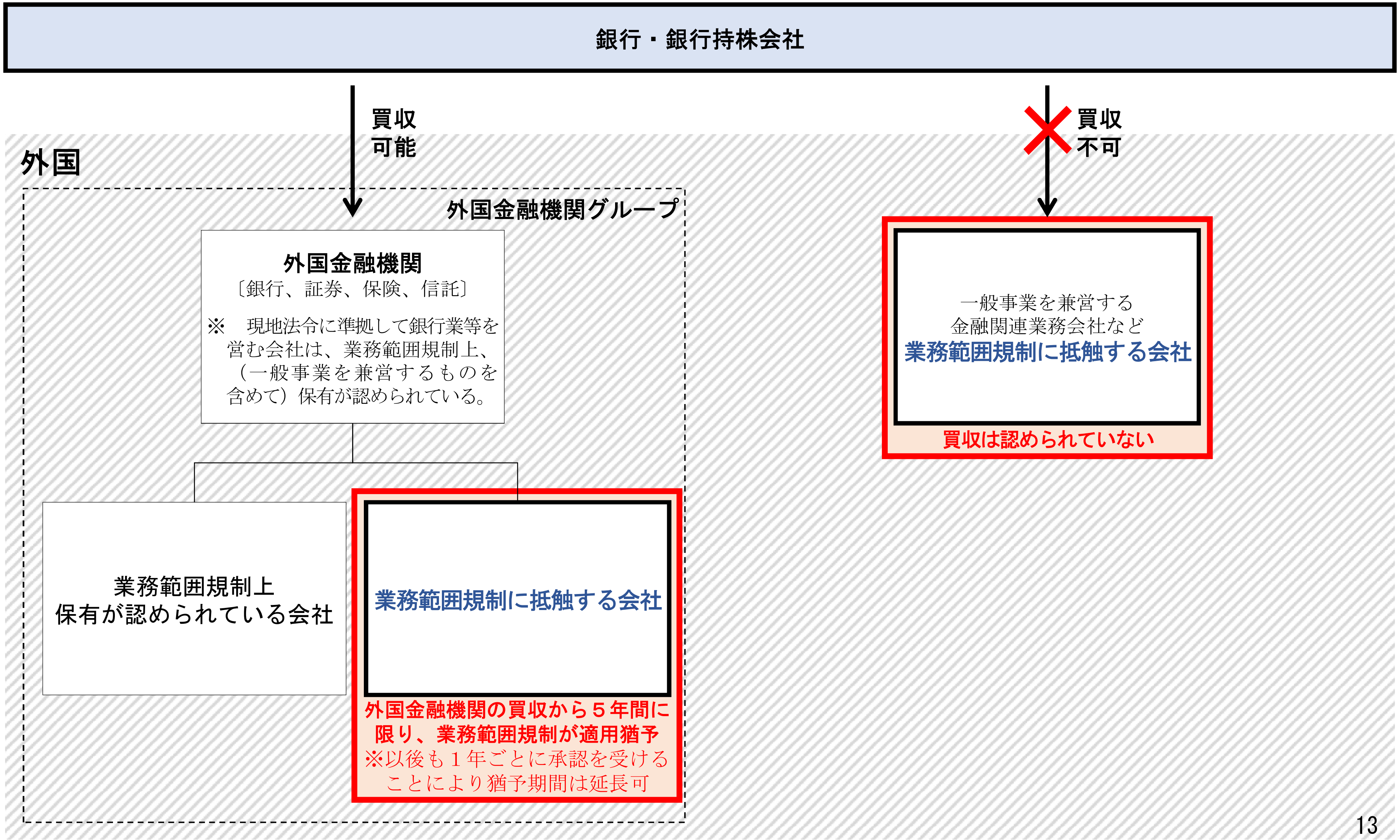

外国子会社・外国兄弟会社業務範囲規制の経緯等

○　海外Ｍ＆Ａに係る子会社業務範囲規制の緩和（2013年１月　金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」報告（抄））

・　現在、銀行が子会社（孫会社を含む）とすることができる会社（子会社対象会社）は、銀行、保険会社、銀行業を行う外国の会社など、一定の範囲に限定されている。

・　この点に関し、**諸外国の銀行と日本の銀行が海外の金融機関の買収において競合する場合、入札時に子会社対象会社以外の会社を売却するとの条件を付けざるを得ない日本の銀行が不利な状況におかれ、海外市場への進出を阻害する要因となっているとの指摘**がある。

・　銀行グループの国際展開を容易にする環境を整備することの重要性に鑑みれば、現行の業務範囲規制は基本的に維持しつつも、**海外の金融機関等の買収の場合に限り、子会社対象会社以外の会社の一定期間の保有を認める**ことが適当である。

・　子会社対象会社以外の会社の保有を認める場合、**その期間は原則５年間に限ることとする**ことが適当である（注）。

・　また、**買収対象となる金融機関等の範囲は、外国の銀行に限らず、保険会社や証券会社等の買収の場合も認める**ことが適当である。

（注）**現地における市況の悪化等により５年以内の処分が困難となった場合や、現地における競争上子会社対象会社以外の会社を引き続き保有する必要性が認められる場合、当局の承認の下、期間の延長を認める**ことが適当である。

■参考資料

３メガバンクグループの地域ごとの経常収益

（2012年度）　　　（2019年度）

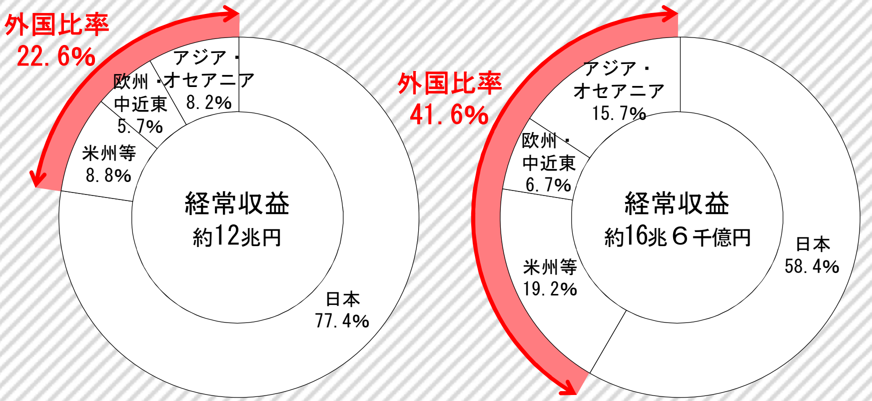

※みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループの有価証券報告書より金融庁作成。※有価証券報告書の「地域ごとの情報」のうち経常収益について、2012年度及び2019年度の計数を図表化したもの。

世界の名目GDP構成比

（2012年）　　　（2019年[推計]）

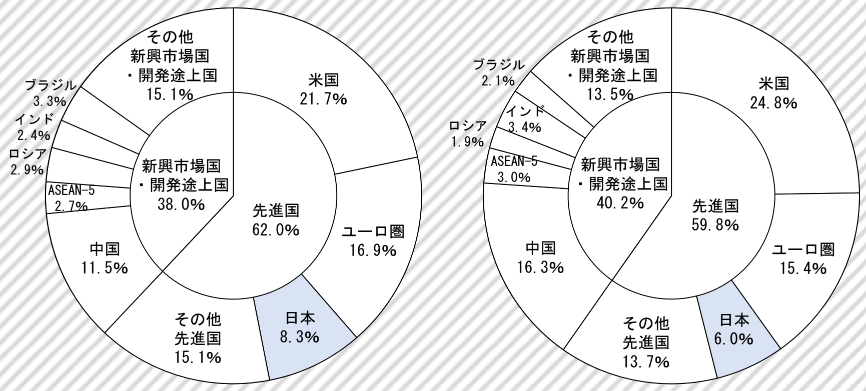

※国際通貨基金（IMF）“World Economic Outlook Database, October 2019”より金融庁作成。※「ASEAN-5」は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム（IMFによる分類）。※「先進国」（Advanced Economies）、「新興市場国・開発途上国」（Emerging Market and Developing Economies）は、IMFによる分類に基づく。

銀行主要株主規制

金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」（第１回）（2020年９月30日）
事務局説明資料（抄）

銀行主要株主規制（１）

〇　銀行の議決権を一定以上保有する一般事業会社（「事業親会社」）は、銀行の主要株主として規制される。ただし、（「銀行持株会社」を頂点とする場合とは異なり）「事業親会社」の子会社（銀行の兄弟会社）には特段の規制は課されていない。

「事業親会社」を頂点とするグループ

一般事業会社（事業親会社）

※　銀行の議決権の20％（一定の場合15％）以上を保有する株主は「銀行主要株主」に該当。

銀行（本体）　・・・　一般事業会社

特段の規制は課されていない。

事業親会社（主要株主）に対する監督

・報告徴求、立入検査
・銀行経営の健全性を確保するための経営計画の提出命令（議決権を50%以上保有する場合）

【参考】「銀行持株会社」を頂点とするグループ

銀行持株会社

※　銀行を子会社とし、かつ、総資産（一定の資産を除く）の額に占める子会社株式等の価額が50％超の会社が「銀行持株会社」に該当。

保有不可 ×

銀行（本体）　・・・　一般事業会社

銀行持株会社の子会社として、
・　業務範囲規制、
・　銀行持株会社連結の自己資本比率規制、
などが課されている。

銀行持株会社（本体）に対する監督

・報告徴求、立入検査
・銀行経営の健全性を確保するための経営計画の提出命令

※　銀行（本体）及びその子会社に課されている規制は、上記左右の場合において同じである。

銀行主要株主規制（２）

○　銀行の株主に対しては、議決権保有比率に応じ、報告徴求や立入検査をはじめとする監督枠組みが適用される。
○　銀行持株会社は、（事業親会社と異なり）預金保険法の「秩序ある処理」の対象とされ、傘下のグループを一体として処理することもあり得るなど、充実したセーフティネットの枠組みが用意されている。

議決権保有比率

一般事業会社［事業親会社］
※右記に該当するものを除く

持株会社［銀行持株会社］
（総資産（一定の資産を除く）の額に占める子会社株式等の価額が50%超の会社）

５％

銀行議決権大量保有者

○　**届出制**
○　**報告徴求、立入検査**（届出時の提出書類の重要事項に虚偽があるときなど）

20%
（役員兼職等の場合は15%）

銀行主要株主

○　**認可制**（①）
○　**報告徴求、立入検査**（銀行の業務の健全・適切な運営確保のため特に必要があるとき）、**措置命令**（②）

50%
（子会社）

一般事業会社［事業親会社］（50%超）

●　**認可制**（上記①）
●　**報告徴求、立入検査、措置命令**（上記②）
●　**経営改善計画の提出命令・変更命令**
（銀行の業務の健全・適切な運営確保のため特に必要があるとき）

銀行持株会社

●　**認可制**
●　**報告徴求、立入検査**
（銀行の業務の健全・適切な運営確保のため必要があるとき）
●　**経営改善計画の提出命令・変更命令**（同上）
●　**持株会社子会社**（銀行の兄弟会社）**業務範囲規制**
●　**持株連結自己資本比率規制**、早期是正措置
●　**預金保険法「秩序ある処理」**
（金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められるときに、内閣総理大臣の認定を受けて行われる資本増強や破綻処理などのセーフティネットの枠組み）

※　銀行（本体）及びその子会社に課されている規制や、それらに用意されているセーフティネットの枠組みは、上記左右の場合において同じである。

一般事業会社による銀行業への参入事例

○　銀行主要株主規制は、1990年代後半の子会社・兄弟会社業務範囲規制の創設に続いて、2001年に創設された。
○　その後約20年の間に、インターネットの普及や人々のライフスタイルの変化などを背景として、**一般事業会社による銀行業参入が進展**した。

	サービス業	製造業	小売業	情報・通信業
1997年	・ 銀行持株会社制度及び兄弟会社業務範囲規制創設			
1998年	・ 子会社業務範囲規制創設			
2000年				ジャパンネット銀行（参入当初は情報・通信業企業以外が主な株主）
2001年	・ 銀行主要株主規制の創設 イーバンク銀行（参入当初はサービス業企業以外が主な株主）	ソニー銀行	セブン銀行（参入当初は「アイワイバンク銀行」）	
2007年			イオン銀行	
2008年				auじぶん銀行（参入当初は「じぶん銀行」）
2009年	楽天銀行			
2014年				ジャパンネット銀行
2018年			ローソン銀行	

※都市銀行・信託銀行・地方銀行・第２地方銀行を除いた銀行（存続しているものに限る）のうち、2020年９月時点で「金融・保険業」以外の業種の企業が銀行主要株主に含まれているものを記載。※各行のディスクロージャー誌などで公表されている開業日（または営業開始日）などを基準に記載。※「サービス業」「製造業」「小売業」「情報・通信業」の別は、それぞれの銀行が属するグループの頂点に位置する企業の業種。※業種は、「業種別分類項目」（証券コード協議会）に基づき分類・記載。

銀行主要株主規制の経緯（１）

○　銀行主要株主規制の整備（2000年12月　金融審議会第一部会報告「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」（抄））

・　昨今、いわゆる異業種による銀行業への参入の動きが本格化するとともに、インターネット専業銀行が出現し、コンビニエンス・ストア等の店舗網にATMを設置し主に決済サービスの提供を行う業務形態を設立する動きが本格化するなど、これまでになかった新たな形態の銀行業が登場している。これらは、既存銀行の経営効率化の動きとともに、銀行業の新しいビジネス・モデルを追求するものである。そして、このような新たなビジネス・モデルが追求されるひとつの大きな理由は、金融サービスの提供者が異業種として銀行業へ参入することにより顧客基盤や店舗ネットワークの共有を通じてシナジー効果を得ることが期待できるからである。このような銀行業の業務形態の変化の背景には、インターネットの普及・拡大等金融取引のインフラの発達や顧客である国民のライフスタイルの変化等があると考えられる。いずれにせよ、このような最近の動きは、21世紀に向けた金融の新たな展望の中で、顧客（消費者）への優れた金融サービスの提供、決済コストの低下によるｅコマースの促進、さらには金融業の活性化にもつながるものであり、基本的に歓迎すべきことである。

・　異業種が銀行業へ参入するなどの新しい動きは積極的に評価すべきであるが、同時に、銀行経営の健全性確保の観点から、このような動きにマッチした適切なルール整備も必要である。その場合、単に事業会社を念頭に置いた「異業種」ということだけでなく、個人等であっても、銀行の経営に影響力を及ぼし得る者（典型的には一定以上の株式を保有する者）が不当に影響力を行使することがあるとすれば、それをどのように防止するかが主要な課題となる。すなわち、バーゼル銀行監督委員会の「実効的な銀行監督のためのコア・プリンシプル」や主要各国の事例を踏まえ、銀行と主要株主との取引ひいては株主資格そのものをチェックする仕組みを構築することが必要である。そして、このような株主の適格性の問題は、その趣旨から既存銀行の既存株主についても基本的には異なるものでないと考えられる。また、インターネット専業銀行などの場合、顧客との非対面取引が行われるので、このような場合における適切な商品情報の提供など消費者保護の側面に留意すべきである。

・　銀行経営の健全性の観点から、新規に免許を取得して銀行業を開始する場合にとどまらず、既存銀行の相当程度の株式を取得して銀行経営に関与しようとする株主については、法人であれ個人であれ、取得時及び取得後を通じた行政による適切なチェックの仕組みを整えることが必要と判断される。この仕組みは、個々の規制の間の相互関連性に留意して、全体としてバランスのとれた体系として構築すべきである。
　このことは、銀行業への新規参入のルールの透明化にも資するものであり、金融市場の活性化を促進する効果が期待される。さらに、銀行機能を悪用することを意図する不適格な者を排除することにより、銀行業への信認、ひいては金融システムの安定性の向上にも役立つものである。

・　銀行と主要株主との関係は、単に株式保有を通じた資本関係にとどまらず、人的関係や融資関係、営業基盤の共有関係など多様なものであり得る。例えば、銀行とその主要株主が営業基盤を共有することはシナジー効果の発揮の観点からは望ましい。だが反面、主要株主の経営悪化が子銀行等の営業基盤を危うくする可能性もあり、リスク遮断に留意する必要がある。したがって、銀行が主要株主に対して行う融資などの取引については、現行の大口信用供与規制やアームズ・レングス・ルールなどを基本にしつつ、主要株主が不当な影響力を行使することによる「機関銀行化」の弊害を防止する等の観点から、主要株主に対する信用供与等について適正な量的規制を設定するなどの追加的な措置につき検討することが適当である。また、人的関係についても、現行の役員の兼職制限を遵守することにより不適切な関係が生ずる余地を減らすことが適当である。

・　経営が悪化し、債務超過に陥るとか、預金払戻しの停止を迫られるおそれが大きいなど回復の見込みがなくなった銀行は、極力早期に破綻処理手続に入ることが適切である。しかし、その段階に至らず、何らかの支援措置により銀行経営が改善することが見込まれる場合には、主要株主にその支援を求めることが適当か否かがひとつの論点となる。これについては、株主有限責任の原則との関係に留意しなければならない。（略）また、銀行の破綻はセーフティネットの存在により、預金者全体の負担やさらには公的な負担に結びつく可能性があることに留意する必要がある。したがって、特に50%超保有の主要株主の場合には、単独で銀行の支配力を有しているのであるから、銀行持株会社に対する現行法上の規定を参照し、銀行経営の健全性確保のための何らかの措置を求めることが考えられる。

銀行主要株主規制の経緯（２）

［参考］事業親会社等が存在する銀行の免許申請について（「主要行等向けの総合的な監督指針」（抄））

・　**子銀行の事業親会社等からの独立性確保の観点**

⑴　基本的考え方

　銀行の経営の健全性を確保するためには、経営の独立性の確保が前提となるが、銀行の経営方針に重要な影響を及ぼし得ると想定される銀行主要株主に事業会社等が存在する場合には、当該事業会社等（注：事業親会社等）の事業戦略上の要請によって、子銀行の健全性が損なわれることのないよう、銀行経営の独立性の確保について、特に留意する必要がある。

⑵　免許審査及び免許付与後の監督上の主な着眼点

①　免許審査において確認すべき事項

イ．子銀行の経営陣が常に銀行経営の健全性を最優先として、独立して経営判断を行う経営体制が確保されているか。例えば、子銀行の役員が事業親会社等の役員又は職員を兼任すること等により、子銀行の経営の独立性が損なわれていないか。

ロ．事業親会社等の店舗を共有する場合等において、銀行業務の一部を事業親会社等に委託したり、事業親会社等の職員が銀行員を兼職すること等により、保安上ないしリスク管理上、銀行業務の健全かつ適切な運営が損なわれていないか（なお、この点は、コンビニにATMを設置する等のインストアブランチ（小売店舗内銀行営業所）一般の形態に適用されるべき事項である。）。

②　（略）

・　**事業親会社等の事業リスクの遮断の観点**

⑴　基本的考え方

　銀行経営の独立性が確保されたとしても、事業親会社等の経営悪化等、子銀行の意図しない事業親会社等のリスクが子銀行に及ぶ可能性がある。特に、子銀行と事業親会社等とが営業基盤を共有しているような場合には、事業親会社等の破綻等に伴い、子銀行の営業基盤が一気に失われるおそれ（共倒れリスク）がある。こうしたリスクに対応するためには、現行の大口信用供与規制及びアームズ・レングス・ルールの遵守は当然のことであるが、以下のような諸点について留意する必要がある。

⑵　免許審査及び免許付与後の監督上の主な着眼点

①　免許審査において確認すべき事項

　子銀行において、事業親会社等のリスクを遮断するための方策（注）が十分講じられているか。なお、当該方策には、最低限、以下の項目が含まれている必要がある。

イ．事業親会社等の業況が悪化した場合、当該事業親会社等に対し、支援、融資等を行わないこと。

ロ．事業親会社等の業況悪化や、事業親会社等による子銀行株の売却、預金の引出し等、事業親会社等に起因する種々のリスク（シナジー（相乗）効果の消滅、レピュテーショナルリスク（風評リスク）等に伴う株価の下落・預金の流出、取引先の離反等）をあらかじめ想定し、それによって子銀行の経営の健全性が損なわれないための方策（収益源及び資金調達源の確保、資本の充実等）を講じること。

ハ．特に、子銀行が事業親会社等の営業基盤を共有しているような場合には、事業親会社等の破綻等に伴い、営業継続が困難とならないような措置を講じること。

（注）なお、事業親会社等の子銀行以外の子会社等についても、子銀行との間で営業基盤を共有する場合等当該子会社等のリスクが子銀行に及ぶ可能性が高い場合があり得ることから、当該子会社等に対する必要なリスク遮断策を併せて求めるものとする。

ニ．上記のリスク遮断策によっても、完全に事業親会社等のリスクを遮断することが困難な場合も想定され、事業親会社等の経営リスクに伴う子銀行の経営悪化を早期に把握する観点から、銀行主要株主認可に係る審査の過程において、子銀行の経営に影響を及ぼし得る事業親会社等の業況について確認する。具体的には、免許申請者の収支の見込みや社会的信用等を審査するに当たり、当該事業親会社等の財務状況や社会的信用等についても十分勘案する。

②　（略）

子会社・兄弟会社の業務範囲規制の経緯（１）

金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」（第２回）（2020年10月７日）
事務局説明資料（抄）

(1)　兄弟会社の業務範囲規制の整備（1997年６月　金融制度調査会「我が国金融システムの改革について - 活力ある国民経済への貢献 - 」（抄））

・　同一持株会社の傘下の子会社（以下「兄弟会社」という。）間は親子会社間に比して直接の出資関係が希薄であり、持株会社の経営管理のあり方にもよるが、基本的にはそれぞれの経営の状況が相互に直接的な影響を与えにくい仕組みである。したがって、兄弟会社の経営悪化によるリスクも親子会社の場合に比べ及びにくいと考えられ、リスク遮断等の面では相対的に優れていると考えられる。

・　持株会社の積極的な活用を可能とするため、銀行を保有する持株会社の子会社の業務範囲については、金融関連の新規分野への参入等に配慮した自由度の高いものとする必要がある。兄弟会社間は親子会社間に比べ相互に経営に与える影響がより少ない仕組みであることを踏まえれば、金融関連分野の業務を行う会社については、新規設立に限らず幅広く柔軟に銀行を保有する持株会社の子会社化を可能とすることが適当である。

・　同一持株会社の経営管理の下で銀行といわゆる一般事業会社の経営が行われることについては、銀行経営の健全性確保の観点から銀行に他業禁止が課せられている趣旨（銀行業務に専念することによる効率性の発揮、利益相反取引の防止、他業の有するリスク回避等）、銀行についてはその公共的な性格からセーフティーネットが存在すること等からすれば、基本的には銀行を保有する持株会社が一般事業会社を保有することは必ずしも適当ではないと考えられる。
　ただし、銀行を保有する持株会社の一般事業会社保有を制限する場合であっても、情報通信分野等の技術革新等を背景に金融サービスの高度化・多様化が進展しており、金融関連分野と一般事業の境界が必ずしも明確に区分できなくなってきている面もあることから、そのような実態の変化も踏まえつつ、金融の効率化や利用者利便の向上等の視点に立って、弾力的に対応していくことが必要と考えられる。

(2)　子会社の業務範囲規制の整備（1998年１月　金融制度調査会「銀行グループのリスクの管理等に関する懇談会報告書」（抄））

・　銀行業等を営む会社を子会社とする持株会社の設立を可能とする銀行法の改正法等が成立したところである。さらに、親子会社形態についても、グループ形成の際のコスト面等において持株会社形態とは異なるメリットがあることから、銀行がこれを活用して利用者利便の向上と国際的な競争を行いうる枠組みを整備し、組織形態選択の自由度を更に高めていくことが必要である。

・　銀行グループの業務範囲について考える場合には、全体としてのPR、ノウハウやシステムの共有、重複業務の削減、金融商品・サービスの相互補完的提供、意思決定の迅速化等の様々なメリットが発揮されうることに留意する必要がある。一方で、銀行の他業禁止の趣旨を銀行グループに及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとすることも必要である。以上を勘案すれば、銀行グループは、一般事業を営む会社を含みえないこととしつつ、金融関連分野の業務を営む会社を幅広くグループ化しうるとすることが必要である。この点は、銀行持株会社グループについては、既に法制化されており、（略）親子会社グループについても、銀行子会社を含め、同様の業務範囲とすることが適当である。

(3)　持株特定子会社に係る規定の整備（2007年12月　金融審議会金融分科会第二部会報告（抄））

・　兄弟会社間は、親子会社間に比べ、相互に経営に与える影響がより少ない仕組みであることを踏まえれば、銀行の兄弟会社の業務範囲については、銀行の子会社に比して緩和する余地があるものと考えられる。

・　一方で、業務展開の相互補完性、グループ全体としてのレピュテーションとの観点から、実質的には、グループが一つの企業体と外部からは見なされうる実態にあること、我が国銀行グループの社会的な影響力の大きさ等を踏まえた慎重な対応が求められるとの指摘がある。

・　以上の点を勘案すれば、十分な経営管理・リスク管理が確保されることを前提として、銀行の兄弟会社に、新たに特別の業務を認めていく制度的枠組みを導入していくことが適当と考えられる。その際の具体的な制度設計としては、例えば、
①　米国の金融持株会社（FHC）における補完的業務のように、行いうる業務に特段の限定をかけずに、当局の個別の許認可の下で新たな業務を認める方式
②　予め行いうる業務を法令で限定した上で、当局の個別の許認可の下で新たな業務を認める方式
の二つの方式がありうる。この点、顧客のニーズに銀行グループが機動的に対応するためには、①の方式によるべきとの指摘もあるが、
- 銀行が決済機能を有することを踏まえ、他業禁止の観点から限定列挙を基本としている銀行法の業務範囲規制
- 行政判断の透明性確保の観点
- 当局による監督の実効性確保の観点

等を踏まえれば、②の方式を基本としつつ、金融をめぐる状況の変化等に応じ可能な限り柔軟に対応していく枠組みを確保していくことが、現実的な方策として適当と考えられる。

子会社・兄弟会社の業務範囲規制の経緯（２）

金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」（第２回）（2020年10月７日）事務局説明資料（抄）

⑷　銀行業高度化等会社に係る規定の整備（2015年12月　金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」報告（抄））

・　金融グループとして、FinTechの動きに対応した出資を行う場合、出資対象となる企業の業務には、様々なものが想定され得る。

・　**従来、他業と整理されてきている分野の中にも、銀行業との間で強い親近性を有し、銀行業と組み合わせることで、利用者利便の高い金融サービスの提供につながることが期待される分野も、今後、増大していくことが予想**される。

・　以上のことを考えると、金融グループが行うことができる業務を法令上、予め全て列挙しておくのではなく、それらに加えて、将来的に様々な展開が予想される中で、**より柔軟に業務展開ができるような枠組みを設ける**ことが考えられる。

・　このため、例えば、銀行持株会社や銀行は、認可を受けて、「銀行が提供するサービスの向上に資する業務又はその可能性のある業務」を行うための子会社等への出資を行うことができることとし、その認可に際しては、上記のような銀行を中核とする金融グループにおける他業禁止の趣旨等を踏まえ、例えば、
- グループの財務の健全性に問題がないこと
- 銀行業務のリスクとの親近性があることその他銀行本体へのリスク波及の程度が高くないと見込まれること
- 優越的地位の濫用や利益相反による弊害のおそれがないこと
- 当該出資が、グループが提供する金融サービスの拡大又はその機会の拡大に寄与するものであると見込まれること

等を勘案することが考えられる。

・　なお、具体的な出資の割合については、子会社と兄弟会社とでリスク遮断の有効性が異なること等を踏まえると、銀行持株会社による保有と銀行による保有とで、出資先企業の業務内容・リスク等に応じて出資割合の上限に差が生じることも考えられよう。

［参考］いわゆる地域商社業務を営む高度化等会社に係る留意点（「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（抄））

・　地域経済の活性化等を目的として、地域商社が業務において培った技術を活用すること等により、地域の特性に適した商品・サービスの企画や流通形態を提供し、銀行の取引先企業のマーケティングや販路の拡大に寄与することができる場合、当該**地域商社は利用者の利便に資するものとして銀行業高度化等会社に該当し得る**。

・　地域商社の業務内容としては、商品の仕入れ・販売を自ら行うような場合を始めとして、自ら在庫を保有し、機能的に物流を担う運営も考えられる。

・　以下のような場合には、物流を担うことによる他業リスクや利益相反等の弊害のおそれは大きくないと考えられる。
  - 地域外での新規顧客の獲得や販路拡大の支援の観点から、ECサイトや実店舗での小売販売を行うための在庫を保有するものの、保有される在庫は、販売初期において試験的に販売したり、需給の不確実な期間において安定的に販売したりするための必要な程度に止まっている場合（略）。

・　地域商社が**銀行業高度化等会社として製造や商品加工を直接担うことは**、他業禁止の趣旨等に鑑みれば**基本的には想定されず**、地域産品の特性に適した商品企画や流通形態の提供という地域商社の機能として必要不可欠なもの（例えば、商品企画等のために必要となる試験的な製造や商品加工等）に限られ、かつ、コンプライアンス・リスクやレピュテーショナル・リスクを含めた他業リスクや利益相反等の弊害のおそれが限定される範囲に留める必要があることに留意する。

銀行主要株主規制を取り巻く環境の変化

○　銀行主要株主規制が創設されてからの約20年間、情報通信技術のさらなる進展などを背景に、社会経済は大きく変化した。今日では、いわゆるビッグ・テックやデジタルプラットフォーム提供者など、制度創設当時とは異なる経済主体が、影響力を有するようになったと考えられる。

世界の時価総額上位企業

企業名やその順番は、基準日のほか、集計対象とする企業の範囲、通貨換算に用いる為替レートなどによって変動するものであり、あくまでも参考資料である点に留意する必要がある。

1995年

	企業名		企業名
1	日本電信電話（NTT）	11	三菱銀行
2	ゼネラル・エレクトリック（GE）	12	住友銀行
3	AT&T	13	富士銀行
4	エクソン	14	第一勧業銀行
5	コカ・コーラ	15	三和銀行
6	メルク	16	プロクター・アンド・ギャンブル（P&G）
7	トヨタ自動車	17	ジョンソン・エンド・ジョンソン（J&J）
8	ロシュ・ホールディング	18	マイクロソフト
9	フィリップ・モリス	19	ウォルマート・ストアーズ
10	日本興業銀行	20	IBM

2019年

	企業名		企業名
1	サウジ・アラビアン・オイル	11	ビザ（VISA）
2	アップル	12	ジョンソン・エンド・ジョンソン（J&J）
3	マイクロソフト	13	ウォルマート
4	アルファベット	14	ネスレ
5	アマゾン・ドット・コム	15	バンク・オブ・アメリカ
6	フェイスブック	16	プロクター・アンド・ギャンブル（P&G）
7	アリババ・グループ・ホールディング	17	マスターカード
8	バークシャー・ハサウェイ	18	エクソンモービル
9	テンセント・ホールディングス	19	中国工商銀行
10	JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	20	サムスン電子

※Bloombergから取得したデータ（基準日は1995年12月31日及び2019年12月31日）に基づき金融庁作成。※1995年については日本・米国・欧州の企業を集計対象とした。※企業名やその順番は、基準日のほか、集計対象とする企業の範囲、通貨換算に用いる為替レートなどによって変動するものであり、あくまでも参考資料である点に留意する必要がある。

【参考】特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の概要

「デジタル市場競争会議ワーキンググループ」（第14回）（2020年８月28日）経済産業省提出資料（抄）

・　基本理念として、デジタルプラットフォーム提供者が透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与や規制は必要最小限のものとすることを規定。（規制の大枠を法律で定めつつ、詳細を事業者の自主的取組に委ねる「共同規制」の規制手法を採用。）

・　デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定し、規律の対象とする。

・　特定デジタルプラットフォーム提供者が、取引条件等の情報の開示及び自主的な手続・体制の整備を行い、実施した措置や事業の概要について、毎年度、自己評価を付した報告書を提出。

・　報告書をもとにプラットフォームの運営状況のレビューを行い、報告書の概要とともに評価の結果を公表。その際、取引先事業者や消費者、学識者等の意見も聴取し、関係者間での課題共有や相互理解を促す。